

オープンカウンター方式による見積合わせについて

令和7年12月25日

分任支出負担行為担当官
静岡森林管理署長 高柳 威晴

下記の案件について見積合わせを実施するので、参加希望の者は期限までに見積書を提出してください。

記

- 1 工事名 乙女（深沢）林道外1維持修繕工事
(詳細は別紙「工種別数量内訳書」及び「特記仕様書」のとおり)
- 2 工事場所 静岡県御殿場市深沢 深沢国有林566は1林小班外(別紙図面の箇所)
- 3 工事予定期間 自 契約締結の翌日 至 令和8年3月19日まで
- 4 見積書等提出の日時・場所
 - (1) 日時: 令和8年1月16日(金) 14:40まで
 - (2) 場所: 電子調達システムによる提出
電子調達システムによる提出ができない場合は、持参もしくは郵便による提出を認めます。
- 5 提出書類
 - (1) 見積書 提出方法に関わらず、見積金額は消費税等込みの価格で作成してください。なお、内訳金額の記載を必須とします。金額は消費税抜き、税込金額が分かるように記載をしてください。また、日付の記載をお願いします。
電子調達システムへの入力は、税抜き価格となることに留意してください。
 - (2) 資格を証明する書類の写し
令和7・8年度競争参加資格者名簿兼資格確認通知書(建設工事)(土木)
 - (3) 提出 電子調達システムを用いて参加する場合は、上記2点を内訳書データとして送信してください。
郵送、持参をする場合は、上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「(案件名) 見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出をしてください。
- 6 契約の締結日 見積もり採用の日
- 7 その他 見積書の提出にあたっては、別紙3「オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項」及び別紙4「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を必ず確認してください。
また、見積書を提出した場合は、別紙1「工事請負契約書(案)」を承諾したものとみなします。

(担当: 総務グループ TEL: 050-3160-6015)

工事請負契約書(案)

- 1 工事名 乙女(深沢)林道外1維持修繕工事
- 2 工事場所 静岡県御殿場市深沢 深沢国有林566は1林小班外
- 3 工期 令和 年 月 日から
令和8年3月19日まで
- 4 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金額 円
- 6 調停人
- 7 前金払 請負代金額の10分の4以内
- 8 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔 〕建設工事紛争審査会
- 9 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除 の区分	選択事項	選択条項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
	〔 〕主任技術者 〔 〕監理技術者	第10条第1項第2号
	支給材料及び貸与品	第15条
	前金払	第35条第1項
	中間前金払	第35条第5項
	部分払	回以内 第38条
	部分払の対象となる工場製品	第38条
	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

- 10 解体工事に要する費用等 別紙2のとおり

(注) 工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合に限る。

- 11 住宅建設瑕疵担保責任保険

- (1) 保険法人の名称:
(2) 保険金額:
(3) 保険期間:

(注) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第2条第5項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合の建設瑕疵担保割合を記載した書面を発注者に

交付し、説明しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 静岡県静岡市葵区駿府町1—120
分任支出負担行為担当官
静岡森林管理署長 高柳 威晴

受注者 (住所)
(氏名)

(注) 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者並びにその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(注) 建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

(注) 運搬費を含む。

本工事費内訳書

乙女（深沢）林道外1維持修繕工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
林道維持・補修・修繕	式	1	1	1	費目行
道路付属施設工	式	1	1	1	工種行
門扉設置工 乙女（深沢）林道ゲート	式	1	1	1	種別行
門扉設置工	基	1	1	1	
床掘	m3	1	1	1	
埋戻	m3	1	1	1	
基礎碎石工	m2	1	1	1	
基礎コンクリート工	m3	0.600	1	1	
構造物撤去工	式	1	1	1	工種行
門扉撤去工 乙女（乙女）林道ゲート	式	1	1	1	種別行
門扉撤去工	基	1	1	1	
床掘	m3	1	1	1	
埋戻	m3	1	1	1	
コンクリートブレーカ取りこわし	m3	1	1	1	

本工事費内訳書

乙女（深沢）林道外1維持修繕工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
再生碎石 RC-40	m ³	1	1	1	
門扉撤去工 乙女（深沢）林道ゲート	式	1	1	1	種別行
門扉撤去工	基	1	1	1	
床掘	m ³	1	1	1	
埋戻	m ³	1	1	1	
コンクリートブレーカ取りこわし	m ³	1	1	1	
再生碎石 RC-40	m ³	1	1	1	
門扉撤去工 乙女（深沢）林道チェーンポール1組	式	1	1	1	種別行
チェーンポール撤去工	基	1	1	1	
床掘	m ³	1	1	1	
埋戻	m ³	1	1	1	
コンクリートブレーカ取りこわし	m ³	1	1	1	
撤去構造物運搬 乙女（深沢）林道から乙女（乙女）林道まで	式	1	1	1	種別行
積込	t	1	1	1	

本工事費内訳書

乙女（深沢）林道外1維持修繕工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運搬 乙女（深沢）林道から乙女（乙女）林道まで	t	1	1	1	
撤去構造物運搬処分	式	1	1	1	種別行
がれき類積込	m ³	1	1	1	
がれき類運搬	m ³	1	1	1	
がれき類処分	m ³	1	1	1	
直接工事費	式	1	1	1	
共通仮設費計	式	1	1	1	
共通仮設費(率計上)	式	1	1	1	
現場環境改善費(率計上)	式	1	1	1	
純工事費	式	1	1	1	
現場管理費	式	1	1	1	
工事原価	式	1	1	1	
一般管理費等	式	1	1	1	
一般管理費等計	式	1	1	1	

本工事費内訳書

乙女（深沢）林道外1維持修繕工事

乙女（深沢）林道外1維持修繕工事

特記仕様書

第1条 適用範囲

この特記仕様書は、森林整備保全事業標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）、森林保全事業工事共通特記仕様書（以下「共通特記仕様書」という。）を補足する事項を示すものであり、標準仕様書及び共通特記仕様書に優先する。

また、林業専用道に係る工事の施工に当たっては、森林整備保全事業施工管理基準により施工管理を行うものとする。

第2条 週休2日の取組（発注者指定方式）

本工事は、現場閉所による週休2日を促進するため、現場閉所による通期の週休2日は必須とし、さらに月単位の週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（発注者指定方式）であり、その実施に当たっては次によるものとする。

（1）受注者は、週休2日を確保して工事の施工に当たらなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には、監督職員と協議するものとする。

（2）週休2日の取組における考え方は、次のとおりである。

ア 現場閉所による月単位の週休2日とは、対象期間内において、月単位の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

現場閉所による通期の週休2日とは、対象期間において、通期の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 対象期間とは、工事着手から工事完了までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

ウ 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

ただし、対象期間において暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）の水準の状態とみなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）の水準の状態を通期の4週8休という。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

エ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検、コンクリート養生等の現場管理上必要な作業（工程表の進捗が進む作業を除く。）を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

オ 工事着手とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2(14)に規定する「工事着手」をいう。

カ 工事完成とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2(16)に規定する「工事完成」をいう。

（3）本工事では、表1に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数（以下「週休2日補正係数」という。）のうち月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を、当初から労務単価、

機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて積算している。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる当該名称・区分の月単位の週休2日補正係数を乗じていている。

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表3に掲げる当該名称・区分の月単位の週休2日補正係数を乗じていている。

現場閉所の達成状況を確認後、当該達成状況が月単位の4週8休以上ではない場合は、通期の4週8休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更する。

ただし、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られない等の理由により、現場閉所の達成状況が4週8休以上でなかったときは、週休2日補正係数による補正を考慮せずに請負代金額を変更する。

表1

現場閉所の状況	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
労務単価	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

※ 見積りによる単価等のうち労務単価、機械経費（賃料）が明らかとなっていないものは、補正の対象としない。

表2

名称	区分	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付粧工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02

表3

名称	区分	月単位の 4週8休以上	通期の4週8休以上
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
侵食防止用植生マット工（養生 マット工）		1.04	1.02

- (4) 週休2日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の休日取得計画（実績）書を作成し、休日取得計画書（別紙1）にあっては当該作業計画月の前月末（初回月分は工事着手日前）までに、休日取得実績書（別紙2）にあっては当該作業実施月の翌月初め（最終月分は工事完成後）までに速やかに監督職員へ提出する。
- (5) 森林土木工事における週休2日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日促進試行工事」である旨を掲示する。
- (6) 週休2日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や現場閉所の達成状況に応じ、林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、マイナス評価を行う。
- (7) 受注者は、発注者が今後の工事発注の参考とするために取り組む別紙3のアンケートについて記入し、工事完成通知後14日以内に発注者へ提出するよう協力するものとする。
- (8) 工事完成後、4週8休以上の現場閉所を達成したことを確認した場合、発注者は週休2日の取組実績証明書（別紙4）を発行する。

第3条 ICT活用工事について

本事業におけるICT活用工事は「受注者希望方」とし、実施等にあっては別紙及び下記によるものとする

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/ICT_seko.html

ICT活用工事の対象工事については、以下の(1)～(9)とする。

- (1) 土工
- (2) 付帯構造物設置工
- (3) 法面工
- (4) 作業土工（床掘）
- (5) 舗装工
- (6) 土工1,000m³未満
- (7) 小規模土工
- (8) 擁壁工
- (9) 治山ダム工

第4条 情報共有システムの取り組みについて

本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。

第5条 ウィークリースタンス等の推進

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、発注者と受注者が相互に協力し、業務環境の改善等に取

り組むものとする。

- ・ ウィークリースタンス実施要領

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/attach/pdf/100319-1-21.pdf>

第6条 建設発生土の搬出先

本工事による建設発生土の搬出は計画していない。

第7条 標準仕様書に対する特記事項

事標準仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

条 項	項 目	特 記 事 項						
3-3-3-3	配 合	<p>レディーミクストコンクリートの種類及び品質は次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>種 類</th><th>品 質</th></tr></thead><tbody><tr><td>セ メ ント</td><td>高炉セメントB種</td></tr><tr><td>空 気 量</td><td>4.5%</td></tr></tbody></table>	種 類	品 質	セ メ ント	高炉セメントB種	空 気 量	4.5%
種 類	品 質							
セ メ ント	高炉セメントB種							
空 気 量	4.5%							

第8条 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

共通特記仕様書第13条に記載のある各種資材について下表のとおりとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
生コンクリート	18-8-40(25)BB	御殿場地区
再生砕石	RC-40	御殿場地区

○ 休日取得(計画・実績)書

工事件名：〇〇工事

別紙1

※休日数割合とは、休日を休日と作業日の和で除した割合をいう。

凡例:○:休日、●:振替休日、作:作業日、振作:振替作業日

○ 休日取得(計画・実績)書

工事件名：○○工事

別紙2

※休日数割合とは、休日を休日と作業日の和で除した割合をいう。

凡例:○:休日、●:振替休日、作:作業日、振作:振替作業日

様式 1

実績変更対象費に関する実施計画書

費用		費用	内容	計上額	
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫又は材料保管場所等の敷地借上げに要する地代若しくはこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用		
		宿泊費	労働者が、旅館又はホテル等に宿泊する場合に要する費用		
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む。）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料及び燃料費等を含む。）		
小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、帰省旅費及び帰省手当		
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助及び交通費		
小計					
合計					

様式2

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費用		費用	内容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共 通 仮 設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫又は材料保管場所等の敷地借上げに要する地代若しくはこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館又はホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む。）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料及び燃料費等を含む。）			
		小計				
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、帰省旅費及び帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助及び交通費			
	小計					
合計						

「週休 2 日を促進する試行工事」実施アンケート

1 試行工事の概要について

(1) 工事名 :

(2) 工事期間 :

2 貴社の週休 2 日の達成状況及び試行工事の条件について

(1) 計画的に完全週休 2 日、月内週休 2 日又は工期内週休 2 日を達成できましたか。

※「完全週休 2 日」とは、週のうち土曜日及び日曜日を休工日とするもの。

「月内週休 2 日」とは、ひと月のうちで 4 週 8 休を達成するもの。

「工期内週休 2 日」とは、工期内で 4 週 8 休を達成するもの。

①完全週休 2 日を達成できた。

②①は確保できなかったが、月内週休 2 日は達成できた。 → (2) へ

③①、②は確保できなかったが、工期内週休 2 日は達成できた。

④週休 2 日を達成できなかった。

回 答 :

(2) 月内週休 2 日を達成できなかった理由は何ですか。

(自由記載)

(3) 試行工事の工期設定はどうでしたか。

①適切である。

②余裕がある。

③不足する。 → (4) へ

回 答 :

(4) 不足する理由及び不足日数を教えてください。

(自由記載)

不足日数

3 完全週休 2 日の導入について

完全週休 2 日を導入することに関して、発注者に求めること、現場や体制上の課題や不安はありますか。

(自由記載)

番 号
年 月 日

(契約の相手方)

○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 殿

分任支出負担行為担当官

○○森林管理署長 ○○ ○○

○○工事の請負施行について

(完成検査合格通知及び週休 2 日の取組実績証明書)

月 日完成検査を実施した結果、合格と認めるので請負契約約款第 32 条 2 項により通知します。

また、週休 2 日の取組状況を確認した結果、4 週 8 休以上の現場閉所（休日確保）を達成したことを通知します。

記

1 工 期 令和○年○月○日～令和○年○月○日

2 週休 2 日の取組結果

4 週 8 休 (28.5%) 以上を達成

現 場 説 明 書

静岡森林管理署

工事名 乙女（深沢）林道外1維持修繕工事

説明事項

1 一般的な事項

閲覧書類は下記のとおり。

- ①関東森林管理局ホームページ（全林道工事に共通し、「各種約款等」に掲載）：国有林野事業工事請負契約約款、関東森林管理局署等競争契約入札心得、森林土木工事等に関する仕様書等（森林整備保全事業工事標準仕様書及び施工管理基準、森林整備保全事業工事共通特記仕様書、林業専用道作設指針）
- ②関東森林管理局ホームページ（「公売・入札に関するお知らせ」に掲載）：総合評価落札方式に関する各種技術提案書作成要領、入札における競争参加資格確認申請書の様式
- ③関東森林管理局ホームページ（工事ごとに個別に掲載）：工事請負契約書（案）、工種別数量内訳書、特記仕様書、各種図面

なお、ホームページで取得できない場合は、静岡森林管理署会議室で閲覧すること。

2 林地の制限関係

- (1) 工事箇所は、国立公園区域内にあるので自然環境の維持保全、景観の保持に努めるとともに、ハイカー等一般の入林者に注意して施工すること。
- (2) 工事箇所は、水源かん養保安林区域内であるので、特に立木の保護、林地の保全及び流排水の処理に留意し、その機能維持に努めること。

3 労働安全

施工現場の責任の明確化及び安全作業を徹底すること。労働安全衛生法等の関係法令を遵守するとともに、墜落、物の飛来等危険防止の措置、保護具の完全着用を徹底すること。

工事区域には、柵、表示板等を設けて一般者の立ち入りを禁止する規制措置を講じ事故の未然防止を図るとともに、工事施工に当たっては特に次のことを実施し、労働災害の防止に努めること。

- ア 毎日の作業開始前の作業現場（施設を含む）点検
- イ 機械類の始業点検及び鍵の適正な管理
- ウ 保護具の着用と適正な安全要員の配置
- エ 雇入れ時、配置換え時等の安全教育の実施と免許、資格の確認

4 工事着工の連絡

工事着工前に、着工日を監督職員へ連絡すること。

5 余裕期間

- (1) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和8年1月

30日（工事着手日の前日）まで余裕期間を見込んでいる。なお、余裕期間内の技術者配置は要しないものとする。

また、入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとする。

- (2) 余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事に着手できるものとする。なお、協議の際には、施工計画書の変更に基づき、工事工程表に工事着手日を記入し提出するとともに、併せて配置技術者を届出るものとする。

6 用地関係

- (1) 工事用地はすべて林道敷内である。
- (2) 工事用地以外で国有林内に用地を必要とする場合は、所定の手続きを行うこと。

7 共通単価の補正事項の明示

労務費の通勤補正 「1. 00」

8 契約について

- (1) 契約金額は、落札金額に10%の消費税及び地方消費税額を加算した金額とする。
- (2) 前払金は、請負代金の4/10以内とする。
- ただし、請求時期については、監督職員に確認すること。
- 前払金の支払いについては、支払い計画の示達がなされてから可能となるので、請求時期については、監督職員に確認すること。
- (3) 中間前払金は支払わない。

9 契約の保証

- (1) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。
- ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書
- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行静岡支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「歳入歳出外現金出納官吏 総括事務管理官 宮崎 雅春」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
- なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 静岡森林管理署長 高柳 威晴」と記載するよう申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、工期を含むものとすること。
- (キ) 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとすること。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (コ) 受注者は、工事完成後、契約担当官等から保証書（保証額変更の契約書がある場合は、当該変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。（保証会社の保証は除く。）

ウ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 静岡森林管理署長 高柳 威晴」と記載するよう申し込むこと。
- (ウ) 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
- (オ) 保証期間は、工期を含むものとすること。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
- なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保証保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 静岡森林管理署長 高柳 威晴」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
- (カ) 保険期間は、工期を含むものとすること。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (2) (1)の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずること（以下「電磁的方法による提出」という。）ができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。
なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。
- (3) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。
- ※ 電子証書等 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。
- ※ 電子証書等閲覧サービス 電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。
- ※ 契約情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。
- ※ 認証情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。
- (4) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。
- ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規

定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合。

イ 落札者が共同企業体である場合。ただし、当該共同企業体の構成員の全部が中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に規定する会社及び個人をいう。）であって、その数が3人以下である場合又は構成員のうち工事施工能力が最低と認められる者の等級（競争参加者選定事務取扱要領（平成13年4月16日付け12林国管第73号林野庁長官通達）第5の規定により付された等級をいう。）が当該共同企業体の等級より2等級以上下位であるものを含む場合を除く。

10 建設業退職金共済制度

- (1) 当該工事を受注した建設業者（以下「受注者」という。）は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を提出できない場合は、その理由及び共済証紙の購入予定期を書面により発注者に申し出るものとする。
- (2) 受注者は、前項の申し出をした場合、又は請負契約額の増額変更があった場合等において共済証紙を追加購入した場合は、この収納書を工事完成までに発注者に提出するものとする。
なお、受注者は請負金額の増額変更があった場合において共済証紙を追加購入しなかつたときは、発注者にその理由を書面により提出するものとする。
- (3) 発注者は、共済証紙の購入状況を把握するために必要があると認めるときは、受注者又は建退共都道府県支部に対し、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることができる。
- (4) 受注者は、現場において「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識の掲示を確実に実施するものとする。
- (5) 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (6) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額に共済証紙の購入及び貼付を促進すること。
- (7) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請け業者に建退共制度への加入手続き、あるいは共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の委託に努めること。

11 建設副産物

- (1) 受注者は、次の事項に留意し、工事現場の管理を適切に行わなければならない。
 - ア 建設副産物対策を適切に実施するため、工事現場における責任者を明確にすること。
 - イ 計画書の内容について現場担当者の教育を十分行うこと。
 - ウ 工事現場等において、一般廃棄物と産業廃棄物の分別及び保管を行わなければならない。特に作業員等の生活に伴う廃棄物の分別を徹底すること。
- (2) 森林内における建設工事等に伴い生じる根株等の利用については、工事現場内にお

ける林地への自然還元として利用すること。根株等が雨水等により下流へ流出する恐れがないように、安定した状態になるように林地への自然還元として利用すること。

建設資材として利用する場合とは、①小規模な土留めとしての利用、②盛土法尻保護工としての利用、③水路工における浸食防止としての利用、④柵工・筋工・暗渠工等としての利用をいう。

- (3) 根株等が含まれたままの剥ぎ取り表土をそのまま盛土材として利用する場合においては、土砂等と同様のものとして取り扱われるものである。

なお、この場合、林道技術基準等に基づいて、適切に利用されるよう努められたい。

12 元請、下請関係の合理化について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払ができる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

13 資材等の運搬関係

道路交通法改正により大型貨物自動車等の過積載に対する罰則が強化されたことに伴い荷受人にもその責を課せられることになり、違法運転の背後責任による逮捕又は起訴された場合は指名停止となるので大型貨物自動車等により工事用資材及び工事用機械器・具等の運搬に際しては過積載のないように十分に注意すること。

14 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速かにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

15 その他

- (1) 設計図書に数量のみを示した工種で、施工箇所が明示されていない場合は、監督職員の指示または承諾により施工すること。
- (2) 施工箇所において条件変更等の事項が確認された場合は、速やかに監督職員と協議し指示承諾を得ること。

位 置 因

縮尺 S=1:20,000

S=1:20,000

郡
町

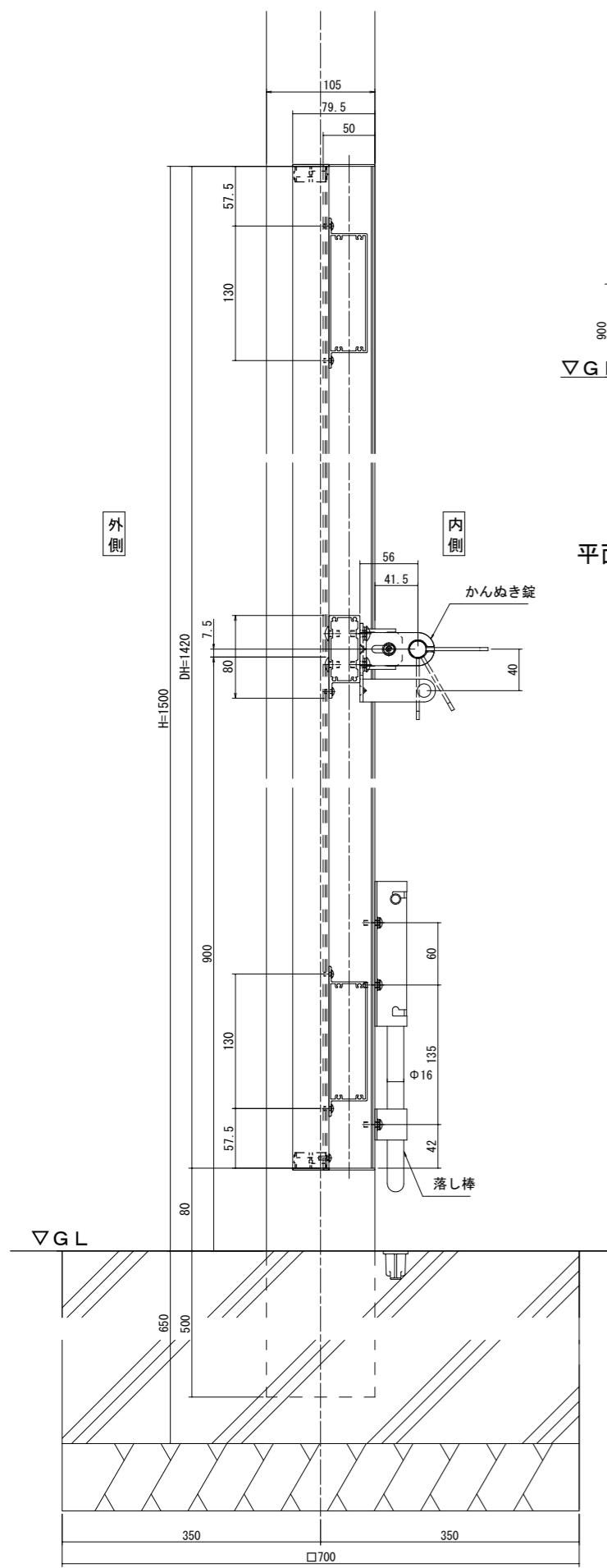
工事名：乙女（深沢）林道外1維持修繕工事

所在地：静岡県御殿場市深沢 深沢国有林566は1林小班

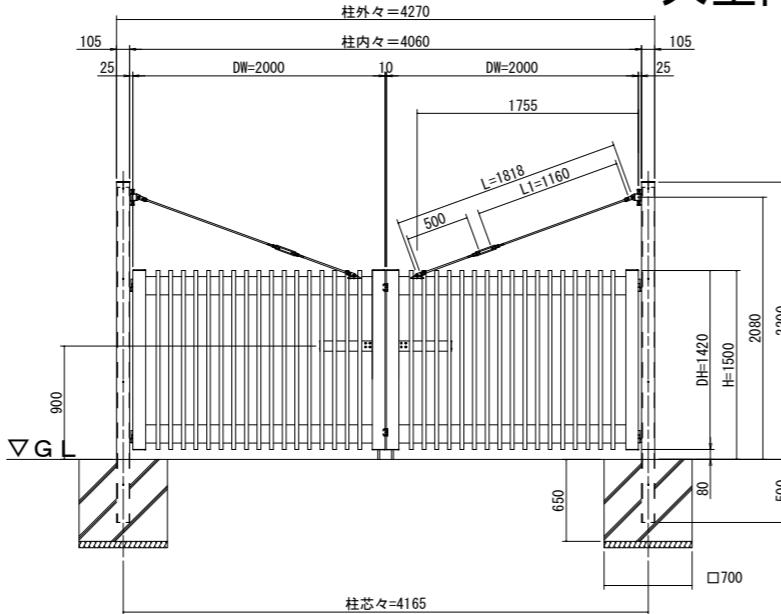
小山

Figure 1: Topographic map of the Mount Fuji, Hakone, and Izu National Park area, showing forest management zones (553-575) and construction sites. The map highlights the '工事箇所' (Construction Site) in zone 561, marked with a red box. The '富士箱根伊豆国立公園' (Fuji-Hakone-Izu National Park) boundary is also indicated.

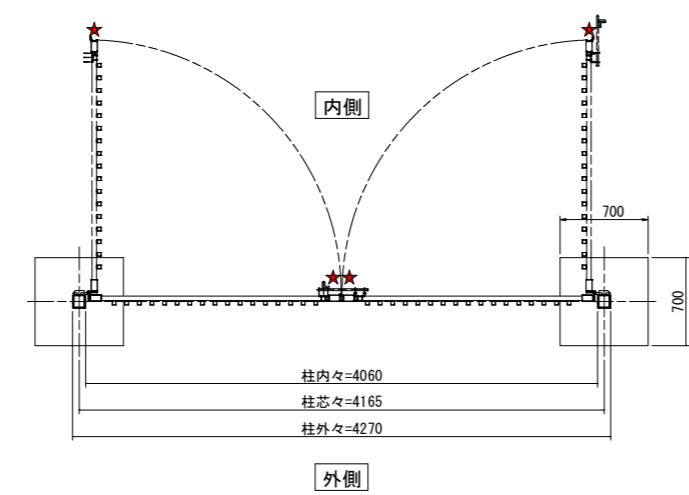
縦断面詳細図 (S = 1 / 3)



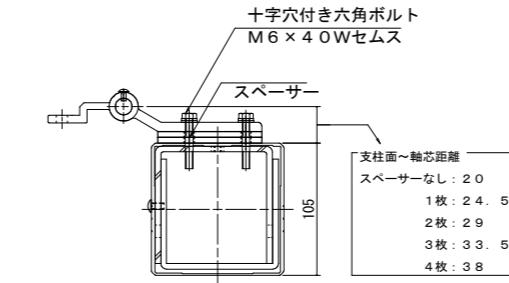
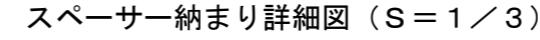
外観姿図 (S=1/30)



平面図 (S=1/30)★: 落し受け標準取付位置を示す



大型門扉図

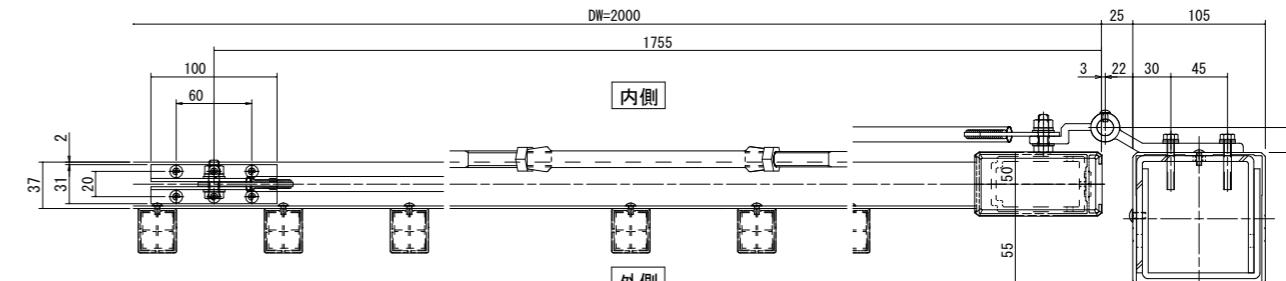


材料什樣書

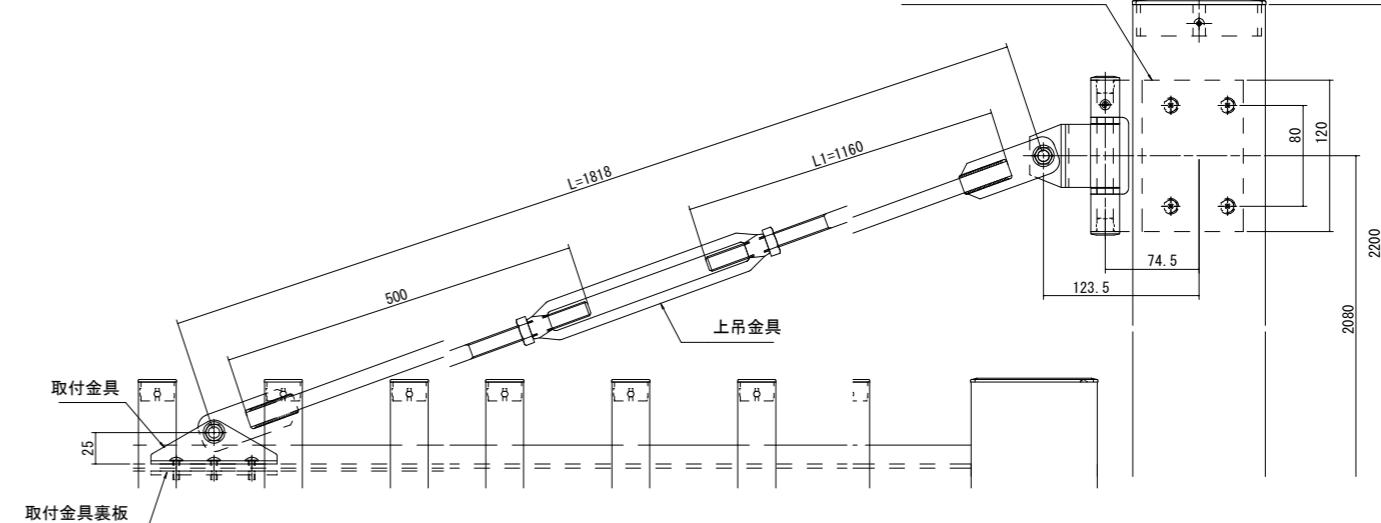
名 称	材 質	規 格
支柱	アルミニウム合金押出形材	A 6 0 6 3 S - T 5 J I S H 4 1 0 0
堅絞	アルミニウム合金押出形材	A 6 0 6 3 S - T 5 J I S H 4 1 0 0
上下絞	アルミニウム合金押出形材	A 6 0 6 3 S - T 5 J I S H 4 1 0 0
格子	アルミニウム合金押出形材	A 6 0 6 3 S - T 5 J I S H 4 1 0 0
堅絞キャップ	アルミニウム合金鍛物	A C 3 A
支柱キャップ	アルミニウム合金鍛物	A C 3 A
格子キャップ	ボリアミド	
補強板	溶融めつき鋼板	
吊り金具	ステンレス	

※図面表記の基礎は、長期地耐力 50 kN/m^2 の場合のサイズです。

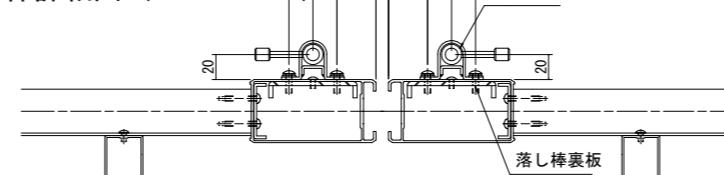
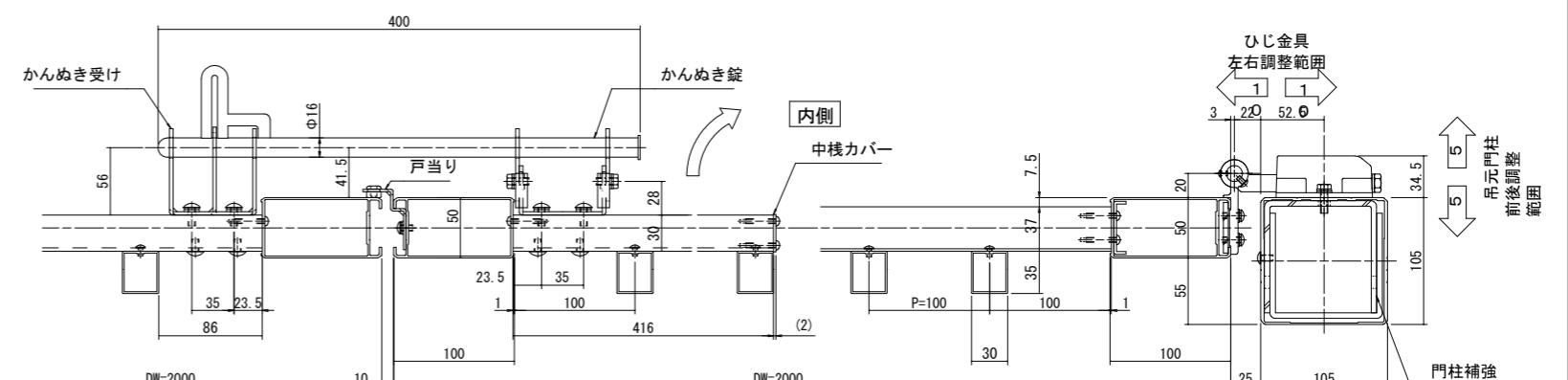
ターンバックル部詳細図 (S = 1 / 3)



ターンバックル用ひじ金具



横断面詳細図 (S = 1 / 3)



國有林林道事業設計書

工 事 名 : 乙女(深沢)林道外1維持修繕工事

令 和 7 年 度

路 線 名	乙女(深沢)林道 外1	林 道 区 分	
林 道 種 類		幅 員	

工 事 箇 所 静岡県御殿場市深沢 深沢国有林566は1林小班外

森 林 管 理 局 : 関東森林管理局

森 林 管 理 署 : 静岡森林管理署

事 務 所 名 等 : 本署

工事積算条件表(公表用)

工事名	乙女(深沢)林道外1維持修繕工事		
工事場所	静岡県御殿場市深沢 深沢国有林566は1林小班外	豪雪地域補正	無し
直接工事費	通勤補正(%)		
	週休2日補正係数 労務費	1.04	4週8休以上(月単位)
	週休2日補正係数 機械経費(賃料)	1.02	
	冬期補正(%)	0.00	
共通仮設費	工種区分	道路維持工事	
	施工地域を考慮した補正係数	1.00	該当なし
	現場環境改善費	有(その他)	
	週休2日補正係数	1.03	4週8休以上(月単位)
	ICT間接費補正	0.00	補正無し
	復興係数補正	0.00	補正無し
現場管理費	施工時期 冬期補正	全工期	62
		冬期日数	0
		積雪寒冷地域の区別別補正係数	補正無し
	緊急工事該当補正(%)	0.00	無
	施工地域を考慮した補正係数	1.00	該当なし
	熱中症補正	無	
	週休2日補正係数	1.05	4週8休以上(月単位)
	ICT間接費補正	0.00	補正無し
	復興係数補正	0.00	補正無し
一般管理費等	国庫債務負担行為	通常	
	前払支出割合補正係数	1.00	35%以上又は300万円未満
	契約保証形態補正(%)	0.04	金銭保証

採用単価一覧表

本工事費内訳書

乙女（深沢）林道外1維持修繕工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
林道維持・補修・修繕	式	1	1	1	費目行
道路付属施設工	式	1	1	1	工種行
門扉設置工 乙女（深沢）林道ゲート	式	1	1	1	種別行
門扉設置工	基	1	1	1	1号明細書 5頁
床掘	m3	1	1	1	2号明細書 6頁
埋戻	m3	1	1	1	3号明細書 7頁
基礎碎石工	m2	1	1	1	4号明細書 8頁
基礎コンクリート工	m3	0.600	1	1	5号明細書 9頁
構造物撤去工	式	1	1	1	工種行
門扉撤去工 乙女（乙女）林道ゲート	式	1	1	1	種別行
門扉撤去工	基	1	1	1	6号明細書 10頁
床掘	m3	1	1	1	2号明細書 6頁
埋戻	m3	1	1	1	3号明細書 7頁
コンクリートブレーカ取りこわし	m3	1	1	1	7号明細書 11頁

本工事費内訳書

乙女（深沢）林道外1維持修繕工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
再生碎石 RC-40	m ³	1	1	1	
門扉撤去工 乙女（深沢）林道ゲート	式	1	1	1	種別行
門扉撤去工	基	1	1	1	6号明細書 10頁
床掘	m ³	1	1	1	2号明細書 6頁
埋戻	m ³	1	1	1	3号明細書 7頁
コンクリートブレーカ取りこわし	m ³	1	1	1	7号明細書 11頁
再生碎石 RC-40	m ³	1	1	1	
門扉撤去工 乙女（深沢）林道チェーンポール1組	式	1	1	1	種別行
チェーンポール撤去工	基	1	1	1	8号明細書 12頁
床掘	m ³	1	1	1	2号明細書 6頁
埋戻	m ³	1	1	1	3号明細書 7頁
コンクリートブレーカ取りこわし	m ³	1	1	1	7号明細書 11頁
撤去構造物運搬 乙女（深沢）林道から乙女（乙女）林道まで	式	1	1	1	種別行
積込	t	1	1	1	9号明細書 13頁

本工事費内訳書

乙女（深沢）林道外1維持修繕工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運搬 乙女（深沢）林道から乙女（乙女）林道まで	t	1	1	1	10号明細書 14頁
撤去構造物運搬処分	式	1	1	1	種別行
がれき類積込	m ³	1	1	1	11号明細書 15頁
がれき類運搬	m ³	1	1	1	12号明細書 16頁
がれき類処分	m ³	1	1	1	13号明細書 17頁
直接工事費	式	1	1	1	
共通仮設費計	式	1	1	1	
共通仮設費(率計上)	式	1	1	1	
現場環境改善費(率計上)	式	1	1	1	
純工事費	式	1	1	1	
現場管理費	式	1	1	1	
工事原価	式	1	1	1	
一般管理費等	式	1	1	1	
一般管理費等計	式	1	1	1	

本工事費内訳書

乙女（深沢）林道外1維持修繕工事

明細書

門扉設置工

（ 1号明細書 ）

1基当たり

明細書

(2号明細書)

1 m³当たり

床据

明細書

(3号明細書)

1 m³当たり

埋戻

明細書

基礎碎石工

(4号明細書)

1 m²当たり

明細書

基礎コンクリート工

(5号明細書)

1 m³当たり

明細書

門扉撤去工

(6号明細書)

1基当たり

明細書

(7号明細書)

1 m³当たり

コンクリートブレーカ取りこわし

チェーンポール撤去工

明細書

(8号明細書)

1基当たり

積込

明細書

(9号明細書)

1 t 当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し トラック[クレーン装置付]ベーストラック2t積、吊能力2.9t	t	1	1		7号代価表 24頁	
計		1	1			
1 t 当り		1	1			
		1	1			
		1	1			
		1	1			
		1	1			
		1	1			
		1	1			
		1	1			
		1	1			
		1	1			
		1	1			
		1	1			
		1	1			
		1	1			

明細書

運搬
乙女（深沢）林道から乙女（乙女）林道まで

(10号明細書)

1 t 当り

明細書

(11号明細書)

1 m³当たり

明細書

がれき類運搬

(12号明細書)

1 m³当たり

明細書

がれき類処分

(13号明細書)

1 m³当たり

代価表

(1号代価表)

1基当たり

	名 称 ・ 規 格	構成比	積算地区単価	名 称 ・ 規 格 (基準地区単価)	基準地区単価	備 考
R		100.00	1		1	
R1	普通作業員	76.79	1	普通作業員	1	
R2	土木一般世話役	20.30	1	土木一般世話役	1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	

代価表

床掘り
土砂 小規模

(2号代価表)

1 m3当り

	名 称 ・ 規 格	構成比	積算地区単価	名 称 ・ 規 格 (基準地区単価)	基準地区単価	備 考
K		18 1 73	1		1	
K1	パックホ[排出ガス対策型(第2次基準値)] クローラ型・山積0.28m3(平0.2 m3)後方超小旋回	18 1 73	1	パックホ(クローラ型)[後方超小旋回型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積0.28m3(平積0.2m3)	1	
R		74 1 16	1		1	
R1	運転手(特殊)(屋外補正対象外)	40 1 26	1	運転手(特殊)	1	
R2	普通作業員	33 1 90	1	普通作業員	1	
Z		7 1 11	1		1	
Z1	軽油 バトロール給油	7 1 11	1	軽油 バトロール給油	1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	

代価表

(3号代価表)

1 m³当り

	名 称 ・ 規 格	構成比	積算地区単価	名 称 ・ 規 格 (基準地区単価)	基準地区単価	備 考
K		81 87	1		1	
K1	パックホ ^ク [排出ガス対策型(第2次基準値)] クローラ型・山積0.28m ³ (平0.2 m ³)後方超小旋回	81 27	1	パックホ ^ク (クローラ型) [後方超小旋回型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積0.28m ³ (平積0.2m ³)	1	
K2	ランマ 質量60~80kg	01 60	1	ランマ 質量60~80kg	1	
R		871 15	1		1	
R1	普通作業員	501 03	1	普通作業員	1	
R2	特殊作業員	191 35	1	特殊作業員	1	
R3	運転手(特殊)(屋外補正対象外)	171 77	1	運転手(特殊)	1	
Z		31 98	1		1	
Z1	軽油 パトロール給油	31 14	1	軽油 パトロール給油	1	
Z2	ガソリン レギュラー スタンド	01 84	1	ガソリン レギュラー スタンド	1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	

代価表

基礎碎石
7.5cmを超える12.5cm以下 再生クラッシャン40~0

(4号代価表)

1m²当たり

	名 称 ・ 規 格	構成比	積算地区単価	名 称 ・ 規 格 (基準地区単価)	基準地区単価	備 考
K		51 33	1		1	
K1	パックホウ(クローラ型) 山積0.8m ³ (平積0.6m ³) 長期割引	5 30	1	[賃料]パックホウ クローラ型 山積0.8m ³ (平積0.6m ³)	1	
R		78 32	1		1	
R1	普通作業員	37 64	1	普通作業員	1	
R2	特殊作業員	15 90	1	特殊作業員	1	
R3	運転手(特殊)(屋外補正対象外)	14 75	1	運転手(特殊)	1	
R4	土木一般世話役	9 49	1	土木一般世話役	1	
Z		16 35	1		1	
Z1	再生碎石 RC-40	11 39	1	再生クラッシャン RC-40	1	
Z2	軽油 パトロール給油	4 93	1	軽油 パトロール給油	1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	

代価表

コンクリート
小型構造物 人力打設 18-8-40(高炉) 生コンクリート小型車割増無 一般養生 現場内小運搬有り

(5号代価表)

1 m³当り

	名 称 ・ 規 格	構成比	積算地区単価	名 称 ・ 規 格 (基準地区単価)	基準地区単価	備 考
R		46 18	1		1	
R1	普通作業員	28 56	1	普通作業員	1	
R2	土木一般世話役	8 40	1	土木一般世話役	1	
R3	特殊作業員	7 04	1	特殊作業員	1	
Z		53 82	1		1	
Z1	生コンクリート 18-8-40(高炉) 生コンクリート小型車割増無	53 82	1	生コンクリート 高炉 24-12-25(20) W/C 55%	1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	

代価表

(6号代価表)

10 m³当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
土木一般世話役	人	1 600	1			
特殊作業員	人	6	1			
普通作業員	人	4 100	1			
さく岩機[コンクリートブレーカ] <ハンドブレーカ> 20kg級	日	4 200	1			
空気圧縮機(賃料) エンジン式5.4h 3.5~3.7m ³ /min長期割引	日	2 100	1		2号単価表 30頁	
諸雑費	%	2	1		諸雑費	チゼルの損耗費等
計		1	1			
1 m ³ 当り		1	1			
		1	1			
		1	1			
		1	1			
		1	1			
		1	1			
		1	1			
		1	1			

現場発生品及び支給品積込み・荷卸し
トラック[クレーン装置付]ベーストラック2t積、吊能力2.9t

代価表

(7号代価表)

1 t 当り

	名 称 ・ 規 格	構成比	積算地区単価	名 称 ・ 規 格 (基準地区単価)	基準地区単価	備 考
K		13! 73	1		1	
K1	トラック クレーン装置付・積載質量 2t積・2.9t吊	13! 73	1	トラック[クレーン装置付] 2t積2.9t	1	
R		83! 47	1		1	
R1	運転手(特殊)(屋外補正対象外)	41! 98	1	運転手(特殊)	1	
R2	特殊作業員	41! 08	1	特殊作業員	1	
Z		2! 80	1		1	
Z1	軽油 バ°トロール給油	2! 80	1	軽油 バ°トロール給油	1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	

代価表

現場発生品及び支給品運搬

トラック[クレーン装置付]ベーストラック2t積、吊能力2.9t DID区間無し 2.0km以下 (8号代価表)

1 t 当り

	名 称 ・ 規 格	構成比	積算地区単価	名 称 ・ 規 格 (基準地区単価)	基準地区単価	備 考
K		13 1 79	1		1	
K1	トラック クレーン装置付・積載質量 2t積・2.9t吊	13 1 79	1	トラック[クレーン装置付] 2t積2.9t	1	
R		83 1 40	1		1	
R1	運転手(特殊)(屋外補正対象外)	42 1 15	1	運転手(特殊)	1	
R2	特殊作業員	41 1 25	1	特殊作業員	1	
Z		2 1 81	1		1	
Z1	軽油 バトロール給油	2 1 81	1	軽油 バトロール給油	1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	

積込(コンクリート殻)

代価表

(9号代価表)

1 m³当り

	名 称 ・ 規 格	構成比	積算地区単価	名 称 ・ 規 格 (基準地区単価)	基準地区単価	備 考
K		9 1 24	1		1	
K1	バッカホウ[排出ガス対策型(2014年規制)] クローラ型・山積0.8 m ³ (平積0.6m ³)	9 1 24	1	バッカホウ(クローラ型)[標準型・排出ガス対策型(2014年規制)] 山積0.8m ³ (平積0.6m ³)	1	
R		86 1 65	1		1	
R1	普通作業員	78 1 20	1	普通作業員	1	
R2	運転手(特殊)(屋外補正対象外)	8 1 45	1	運転手(特殊)	1	
Z		4 1 11	1		1	
Z1	軽油 バトロール給油	4 1 11	1	軽油 バトロール給油	1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	

代価表

殻運搬

コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込 DID無し 10.9km以下 良好 (10号代価表)

1 m³当り

	名 称 ・ 規 格	構成比	積算地区単価	名 称 ・ 規 格 (基準地区単価)	基準地区単価	備 考
K		40.77	1		1	
K1	ダンプ トラック オントロード・ディーゼル・積載質量10t積級	40.77	1	ダンプ トラック[オントロード・ディーゼル] (タク損耗費及び補修費(良好)を含む) 10t積級	1	
R		44.82	1		1	
R1	運転手(一般)(屋外補正対象外)	44.82	1	運転手(一般)	1	
Z		14.41	1		1	
Z1	軽油 パトロール給油	14.41	1	軽油 パトロール給油	1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	
		1	1		1	

代価表

生コンクリート
18-8-40(高炉) 生コンクリート小型車割増無

11号代価表

1 m³当たり

単価表

(1号单值表)

1日当たり

空気圧縮機(賃料) エンジン式5.4h
3.5~3.7m³/min長期割引

单価表

(2号单值表)

1日当たり

オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項

1. 見積合せに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 令和7・8年度の関東森林管理局における土木一式工事に係るA等級、B等級、C等級又はD等級の一般競争入札参加資格の認定を受けていること。

※参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書や見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

2. 見積依頼書及び仕様書等を示す場所、問い合わせ先及び見積書の提出先

静岡森林管理署 総務グループ 総括事務管理官 (TEL054-254-3401)

〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-120

見積書等の提出については、電子調達システムで行うこととし、システムによる提出ができない場合は、持参もしくは郵送による提出を認めます。

※見積書を郵送する場合は締切日時必着とし、封筒の表に「(案件名) 見積書在中」と朱書きしてください。

※見積書の宛名は「静岡森林管理署長」として下さい。

3. 契約書等の作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、請書の徵収または契約書を作成します。(契約金額により省略する場合もあります。)

4. その他

- (1) 参加者不在の場合は、別途選定した者への見積りを依頼し、随意契約を行うことができるものとします。

- (2) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。

- (3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

関東森林管理局署等随意契約見積心得

〔平成23年12月19日23関経第161号
関東森林管理局長より各森林管理署長等あて〕

(目的)

第1条 関東森林管理局署等所掌に係る随意契約により見積りをしようとする者（以下「見積人」という。）は、法令その他別に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(見積人の資格)

第2条 見積人は、当該随意契約について、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から、見積参加者としての通知又は依頼を受けた者でなければならない。

(見積等)

第3条 見積人は、見積依頼書（口頭による見積依頼を含む。以下同じ。）、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、見積しなければならない。この場合に、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

- 2 見積人は、見積書（様式第1号又は任意の様式）を作成し、封かんの上、見積人の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び見積件名を表記し、見積依頼書に示した日時までに見積しなければならない。
- 3 見積人は、契約担当官等においてやむを得ないと認められたときは、見積書を郵便をもって提出することができる。この場合においては、表封筒に、「見積書在中」と記載して、契約担当官等あて提出しなければならない。
- 4 見積人は、見積書を一旦提出した後は、開封の前後を問わず、その引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 5 見積人が代理人によって見積りさせるときは、見積書の提出前に代理人の資格を示す委任状（様式第2号）を見積担当職員に提出するものとし、見積書には代理人の表示をしなければならない。
- 6 見積人は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について見積書の提出前に確認しなければならず、見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

(公正な見積りの確保)

第3条の2 見積人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(無効の見積り)

第4条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- 一 委任状を提出しない代理人のした見積り
- 二 記名を欠く見積り
- 三 金額を訂正した見積り
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- 五 同一事項の見積りについて同一人が2通以上なした見積り又は見積人若しくはその代理人が他の見積人の代理をした見積り
- 六 見積時刻に遅れました見積り
- 七 その他、見積りに関する条件に違反した見積り
- 八 暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積り

(契約の相手方の決定)

第5条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

- 2 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。この場合第1回目の最高又は最低の見積価格を下回る又は上回る価格で見積りをした者の見積りは無効とし、当該見積りに係る第3回目以降の見積参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う見積についても上記を準用して行うものとする。
ただし、建設工事の随意契約見積りの場合にあっては、見積執行回数は、原則として、2回を限度とするものとする。
- 3 前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合には、契約担当官等は当該見積りを打ち切ることがある。
- 4 第2項の見積りには、郵便による見積を行った者又は前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。
- 5 契約の相手方となるべき同価格の見積をした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を定めるものとする。
- 6 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便による見積者で当該見積りに立ち会わない者があるときは、これに代わって見積事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書等の提出)

第6条 契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法

律第91号) 第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない) に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

2 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、これを契約の相手方としないことがある。

3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要がないと認めた場合は提出を要しない。

(異議の申立)

第7条 見積人は、見積書を提出後この心得、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第8条 この心得に掲げるほか、見積に必要な事項は別に指示するものとする。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年1月25日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年2月9日から適用する。

様式第3号（第3条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について入札書の提出をもって誓約します。